

令和8年4月採用 市立伊丹病院 薬剤師（正規職員）募集要項

1. 職種・採用予定人員・受験資格

職 種	薬剤師
採用人員	1名
受験資格	薬剤師免許を有する平成10年4月2日以降に生まれた方 (令和8年3月卒業見込み(免許取得見込み)の新卒者含む) ※ 地方公務員法 第16条 に該当する人は受験できません。

2. 採用試験

内 容	適性試験・面接・作文
試 験 日	令和7年3月27日(木) 9時00分から ※ 適性検査は受験申込書をご提出いただいた方にURLをお送りし、試験2日前の正午までにWEB上で受検いただきます。(所要時間20分程度)
申込締切	令和7年3月19日(水) ※ 郵送の場合は締切日必着
場 所	市立伊丹病院2階 総務課 ※ 試験時間の10分前にお越しください。

3. 応募手続

申 込 先	〒664-8540 伊丹市昆陽池1丁目100番地 市立伊丹病院2階 総務課人事研修担当 TEL 072-777-3118(直通)
提出書類	<input type="checkbox"/> 受験申込書(当院指定用紙・HPからダウンロード可) <input type="checkbox"/> 結果返信用 長形3号封筒(宛名明記・110円切手貼付) 《既卒》 <input type="checkbox"/> 職務経歴書(職務経歴について業績等を詳しく記載。A4様式自由) <input type="checkbox"/> 薬剤師免許証の写し1部 《新卒》 <input type="checkbox"/> 成績証明書・卒業見込証明書

4. 合格者発表および採用

試 験 合格者発表	試験日の約2週間後
採用予定日	健康診断を実施の上、異常がない場合、令和8年4月1日採用

5. 待遇等(令和7年1月1日時点)

身 分	地方公務員
給 与 月 額 (地域手当含む)	大卒6年制 256,630円 ※ 免許取得後の経験年数に応じた加算があります
諸 手 当	規定により、地域手当、住居手当、通勤手当、扶養手当、特殊勤務手当等を支給(給与改定等により現在額が変更される場合があります。)
期末勤勉手当	支給月 6月・12月(令和6年度実績4.6カ月) 支給率 伊丹市一般職員の給与に関する条例による

6. 勤務体制等

勤務体制	週休2日制 (土日祝勤務あり。但し土日祝に勤務した場合、振替休日があります。) 日勤：8時30分～17時15分 ※ 月1回～2回程度当直あり
休暇等	有給休暇(年間20日付与)・育児休業(最大3年間)・病気休暇・介護休暇・夏季休暇(令和6年度実績5日付与)・子の看護休暇・忌引休暇等

7. 福利厚生等

年金・貸付等	兵庫県市町村職員共済組合に加入します。(年金・各種給付・貸付制度あり)
福利厚生	伊丹市職員厚生会に加入し、福利厚生事業に参加できます。院内保育所あり。被服の貸与あり(白衣)。

8. 試験結果の開示

不合格者に対してのみ、総合得点・総合順位を開示します。
開示を希望される場合は、受験者本人が本人確認のできるもの(免許証・パスポート等)を持参し、直接、事務局総務課に申し出てください。開示を請求できる期間は、不合格の通知を受け取った日から1カ月以内とします。
※ 受験者本人以外には開示いたしません(電話・FAX・郵便・電子メール等での開示請求はできません)。

9. 問合せ先

採用に関するお問い合わせは、総務課人事研修担当へご連絡ください。
市立伊丹病院 総務課人事研修担当
TEL:072-777-3118(人事研修担当直通) 平日9:00～17:00
e-mail: itami-hp@city.itami.lg.jp

10. 「市立伊丹病院薬剤部 1日就業体験インターンシップ」の開催について

1日就業体験インターンシップを通して、実際に職場の魅力を体験していただけます。参加を希望する方は、事前申し込みをお願いいたします。(参加は1回のみ)

日時：第1回 令和7年2月14日(金) 申込締切 2月6日(木) 第2回 令和7年3月6日(木) 申込締切 2月27日(木) (いずれも9:00～17:00で開催) ◆ 先着順 です。申込人数が定員に達し次第締め切ります。
申込先：市立伊丹病院薬剤部 上田 【TEL】072-777-3773 (9:00～17:00) 【E-mail】yakuzai@hosp.itami.hyogo.jp

※ 地方公務員法【抜粋】

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者